

消防危第 236 号  
令和 6 年 7 月 31 日

各都道府県消防防災主管部長 }  
東京消防庁・各指定都市消防長 } 殿

消防庁危険物保安室長  
( 公 印 省 略 )

令和 5 年中の圧縮アセチレンガス等の消防活動阻害物質に係る事故の発生  
状況について

今般、「圧縮アセチレンガス等の消防活動阻害物質に係る事故状況の調査について」(令和 6 年 3 月 4 日付け消防危第 41 号)により依頼した消防法(昭和 23 年法律第 186 号)第 9 条の 3 の規定する圧縮アセチレンガス等の消防活動阻害物質に係る事故の発生状況について、別添のとおり取りまとめましたので通知します。

各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村(消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。)に対しても、この旨周知するようお願いいたします。

連絡先	消防庁危険物保安室 千葉、馬場、長嶺
電 話	03-5253-7524(直通)

別添

令和5年中の圧縮アセチレンガス等の  
消防活動阻害物質に係る事故の発生状況

令和6年7月  
消防庁危険物保安室

## 令和5年中の圧縮アセチレンガス等の消防活動阻害物質に係る事故の概要

### ○圧縮アセチレンガス等の消防活動阻害物質とは

消防法（昭和23年法律第186号）第9条の3の規定に基づき、消防機関への届出を要する圧縮アセチレンガス等の火災予防又は消火活動に重大な支障を生ずるおそれのある物質として政令で指定されているもの（以下「圧縮アセチレンガス等の消防活動阻害物質」という。）をいう。指定されている物質及び数量は次のとおり。

1	圧縮アセチレンガス	40キログラム以上
2	無水硫酸	200キログラム以上
3	液化石油ガス	300キログラム以上
4	生石灰：（酸化カルシウム80%以上を含有）	500キログラム以上
5	政令別表第1で定める毒物	総務省令で定める数量
	（例：シアン水素	30キログラム以上
	水銀	30キログラム以上
	ヒ素	30キログラム以上）
6	政令別表第2で定める劇物	総務省令で定める数量
	（例：アンモニア	200キログラム以上
	塩化水素	200キログラム以上）

### 1 事故の発生状況

消防法第9条の3の規定に基づき消防機関に届出を要する圧縮アセチレンガス等の消防活動阻害物質に係る火災、漏えい、その他の事故で、消防が覚知したもののうち、令和5年中に発生したものの件数及び人的被害は、第1表のとおりであり、事故件数は66件（前年65件）で、人的被害は死者1人（前年0人）、負傷者26人（前年15人）となっている。

第1表 令和5年中の圧縮アセチレンガス等の消防活動阻害物質に係る総事故件数及び人的被害

年・増減	令和5年	令和4年	増減 (イ)-(ロ) (ハ)
区分	(イ)	(ロ)	(ハ)
事故件数 (件)	66	65	1
火災	11	13	△2
漏えい	51	48	3
その他	4	4	0
死傷者数 (人)	27	15	12
死者	1	0	1
負傷者	26	15	11

※「物質の反応によりガスや水蒸気等が噴出したもの」、「物質が付着したことにより受傷したもの」等の事故は、「その他」として計上している。

## 2 火災事故

### (1) 火災事故の発生及び人的被害の状況

令和5年中に発生した圧縮アセチレンガス等の消防活動阻害物質に係る火災事故の件数は11件（前年13件）で、人的被害は死者0人（前年0人）、負傷者9人（前年4人）となっている。

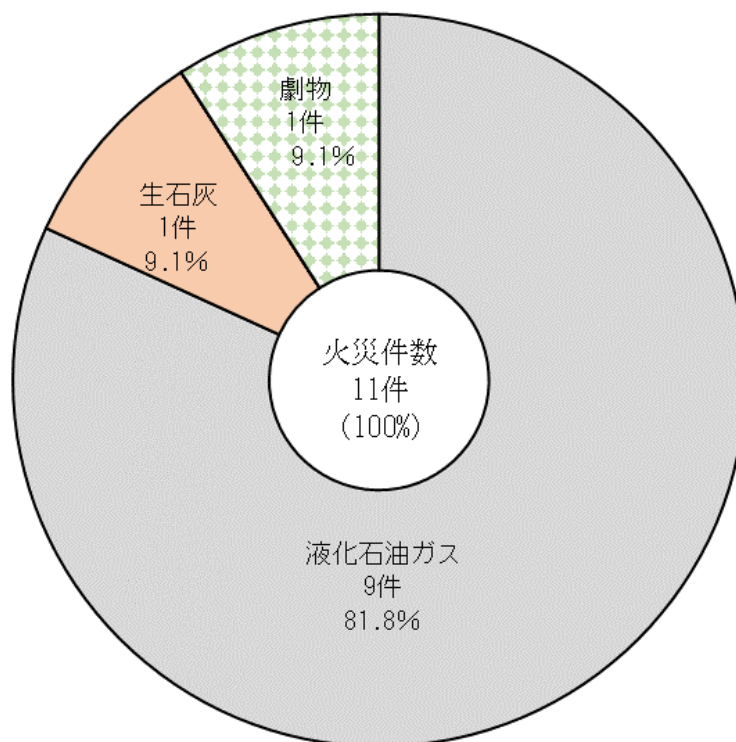
第2表 令和5年中の圧縮アセチレンガス等の消防活動阻害物質に係る火災事故件数及び人的被害

年・増減 区分	令和5年 (イ)	令和4年 (ロ)	増減 (イ)-(ロ) (ハ)
火災件数(件)	11	13	△2
死者(人)	0	0	0
負傷者(人)	9	4	5

### (2) 火災事故の内訳

令和5年中に発生した圧縮アセチレンガス等の消防活動阻害物質に係る火災事故の内訳は、第1図のとおりである。

液化石油ガスによる事故が9件（81.8%）で最も多く、次いで、生石灰及び劇物による事故が1件（9.1%）となっている。



第1図 圧縮アセチレンガス等の消防活動阻害物質に係る火災事故の内訳（令和5年中）

### 3 漏えい事故

#### (1) 漏えい事故の発生及び人的被害の状況

令和5年中に発生した圧縮アセチレンガス等の消防活動阻害物質に係る漏えい事故の件数は51件（前年48件）で、人的被害は死者0人（前年0人）、負傷者が5人（前年4人）となっている。

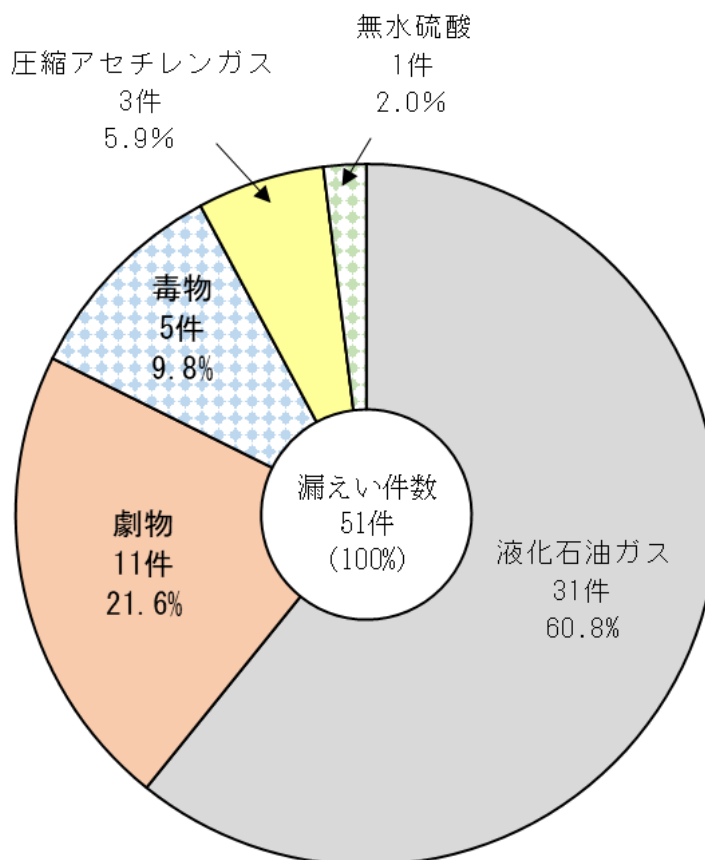
第3表 令和5年中の圧縮アセチレンガス等の消防活動阻害物質に係る漏えい事故件数及び人的被害

年・増減	令和5年	令和4年	増減 (イ)-(ロ) (ハ)
区分	(イ)	(ロ)	(ハ)
漏えい件数(件)	51	48	3
死者(人)	0	0	0
負傷者(人)	5	4	1

#### (2) 漏えい事故の内訳

令和5年中に発生した圧縮アセチレンガス等の消防活動阻害物質に係る漏えい事故の内訳は、第2図のとおりである。

液化石油ガスによる事故が31件(60.8%)で最も多く、次いで、劇物による事故が11件(21.6%)、毒物による事故が5件(9.8%)、圧縮アセチレンガス3件(5.9%)、無水硫酸による事故が1件(2.0%)となっている。



第2図 圧縮アセチレンガス等の消防活動阻害物質に係る漏えい事故の内訳（令和5年中）

- 別表第1 圧縮アセチレンガス等の消防活動阻害物質に係る火災事故件数（全国）
- 別表第2 圧縮アセチレンガス等の消防活動阻害物質に係る漏えい事故件数（全国）
- 別表第3 圧縮アセチレンガス等の消防活動阻害物質に係る事故の概要（全国）
- 別表第4 圧縮アセチレンガス等の消防活動阻害物質に係る届出数（都道府県別）

別表第 1

圧縮アセチレンガス等の消防活動阻害物質に係る火災事故件数（全国）  
（令和 5 年 1 月 1 日～令和 5 年 12 月 31 日）

物質の区分 発生件数等	物質の区分						計
	圧縮アセチレン ガス	無水硫酸	液化石油ガス	生石灰	政令別表第 1 に定める毒物	政令別表第 2 に定める劇物	
件 数	0	0	9	1	0	1	11
死 者	0	0	0	0	0	0	0
消防活動従事者	0	0	0	0	0	0	0
負 傷 者	0	0	9	0	0	0	9
消防活動従事者	0	0	0	0	0	0	0

注) この表は、消防法第 9 条の 3 の規定により、貯蔵又は取扱いに際して、あらかじめ消防長又は消防署長に届け出ることを要する物質（消防法第 9 条の 3 ただし書きの物質を一部含む。）に係る火災（爆発のみに留まったものを含む。）事故について調査したもので、その記載については次による。

- 1 自損行為に起因するものを含む。
- 2 死者の欄には、爆発・火災事故で 48 時間以内に死亡が確認された者の数を記載した。
- 3 死者及び負傷者のうち、消防職員及び消防団員については、消防活動従事者の欄に再掲した。

別表第 2

圧縮アセチレンガス等の消防活動阻害物質に係る漏えい事故件数（全国）  
（令和 5 年 1 月 1 日～令和 5 年 12 月 31 日）

物質の区分 発生件数等	物質の区分						計
	圧縮アセチレン ガス	無水硫酸	液化石油ガス	生石灰	政令別表第 1 に定める毒物	政令別表第 2 に定める劇物	
件 数	3	1	31	0	5	11	51
死 者	0	0	0	0	0	0	0
消防活動従事者	0	0	0	0	0	0	0
負 傷 者	0	0	0	0	3	2	5
消防活動従事者	0	0	0	0	0	0	0

注) この表は、消防法第 9 条の 3 の規定により、貯蔵又は取扱いに際して、あらかじめ消防長又は消防署長に届け出ることを要する物質（消防法第 9 条の 3 ただし書きの物質を一部含む。）に係る漏えい事故について調査したもので、その記載については次による。

- 1 自損行為に起因するものを含む。
- 2 死者の欄には、漏えい事故は初診時において死亡が確認された者の数を記載した。
- 3 死者及び負傷者のうち、消防職員及び消防団員については、消防活動従事者の欄に再掲した。

発生日	都道府県	物質名		届出有無		事故の区分			死者数		負傷者		事故概要	自然災害による事故
		物質名詳細	数量	火災	漏えい	その他	従事者	消防活動	従事者	消防活動				
1月5日	福岡	液化石油ガス		○	400kg		○						普通乗用車の単独事故により店舗に設置してあるLPG貯蔵庫に衝突、配管からガスが漏えいしたものの。	
1月13日	北海道	液化石油ガス		○	700kg		○						屋根からの落雪により、LPGの配管が破損し漏えいしたものの。	○
1月28日	北海道	液化石油ガス		○	300kg		○						共同住宅の屋外に設置されたLPGボンベ調整器からガスが漏えいしたものの。	
1月28日	富山	液化石油ガス		○	300kg		○						普通乗用車の運転手が運転操作を誤り、共同住宅のガス給湯設備に接触。ガス配管が破損し、ガスが漏えいしたものの。	
1月28日	愛知	液化石油ガス		○	496kg	○					1		かまど型ガス炊飯器の火袋にプロパンガスが滞留した状態で、従業員が点火を試みたところ点火スパークが、滞留していたプロパンガスに引火し出火したものの。なお、従業員1名が負傷した。	
1月28日	大阪	政令別表第2に定める劇物	塩化第二銅	○	15,000kg		○						エッチング機を稼働させたところ、内圧で蓋が外れ、塩化銅ラインの廃液用フィルター部分から塩化第二銅が漏えいしたものの。	
2月6日	静岡	液化石油ガス		○	2,500kg			○	1		10		建設中のバイオマス発電所において、仮設バーナーを用いた炉の乾燥作業を行った際、他の溶接作業中の作業員11名が一酸化炭素中毒を発症したものの。一酸化炭素濃度上昇の原因が炉の乾燥作業によるものかは不明。	
2月7日	福井	圧縮アセチレンガス		○	400kg		○						コインランドリーに設置されているガスボンベの交換作業を行った際に、ガスが漏えいしたものの。	
2月11日	青森	圧縮アセチレンガス		○	300kg		○						アパート屋外に設置されている50kg×6本のLPGボンベのうち1本が落雪によりホース接続部分が外れ、ガスが漏えいしたものの。	○
3月6日	北海道	液化石油ガス		○	300kg		○						屋外設置のLPGボンベ調整器付近からガスが漏えいしていたものの。	
3月8日	神奈川	液化石油ガス		○	1,000kg		○						事業所内、移送配管の補修工事中に、移送配管にドリルで穴を開けたところ残留していたガスが漏えいしたものの。	
3月9日	愛媛	液化石油ガス		○	900kg		○						共同住宅一室に設置しているガスこんろからガスが漏えいしたものの。内部部品の経年劣化によって漏洩したと考えられる。	
3月10日	福島	液化石油ガス		○	60,000kg	○					4		カセットボンベ製造工場の充填設備よりガスが漏えいし、何らかの要因により着火及び爆発したものの。作業員4名が負傷した。	
3月25日	北海道	政令別表第1に定める毒物	フッ化水素	○	6,000kg		○						55%フッ化水素酸及び98%硫酸の混酸の加工処理後の洗浄水との混合廃液が排水配管から漏えいしたものの。	
		政令別表第2に定める劇物	硫酸		12,000kg									
3月27日	福島	政令別表第2に定める劇物	硫酸	○	12,284kg		○						事務本館南側No.1総合排水設備ポンプを起動させようとしたところ、フランジから濃度95%の硫酸が漏えいしたものの。	



発生日	都道府県	物質名		届出有無		事故の区分			死者数		負傷者		事故概要	自然災害による事故
		物質名詳細	数量	火災	漏えい	その他	従事者	消防活動	従事者	消防活動				
3月29日	神奈川	液化石油ガス		○	300kg		○						事業所内、配管フランジ部分が経年によるボルトのゆるみ又はパッキンの劣化によってガスが漏えいしたものの。	
3月31日	千葉	政令別表第2に定める劇物	塩素	○	222,000kg		○						塩素ガス圧縮機のユニオン部から塩素ガスが漏えいしたものの。	
4月9日	山形	政令別表第2に定める劇物	希硫酸	○	3,000kg		○						RO水（純水作成装置）装置のメンテナンス作業中、タンクに希硫酸を送液する工程の中で、誤信号により希硫酸の送液が継続されたため、タンクより希硫酸がオーバーフローしたものの。なお、防液堤が設置されていたが、防液堤の開閉バルブが開放していたため、敷地内の側溝へ流出し、敷地外の側溝に漏えいした。	
4月10日	沖縄	液化石油ガス		○	400kg		○						高圧ホースの連結部分からガスが漏えいしたものの。	
4月12日	宮崎	政令別表第2に定める劇物	硫酸	○	891,000kg		○						工場敷地内でフォークリフトを用いて作業中、誤って硫酸配管に接触し硫酸が漏えいしたものの。	
4月18日	宮城	液化石油ガス		○	400kg	○					1		液化石油ガス販売事業者の従業員1名がガス栓の交換作業を行っていたところ、配管内の残ガスが付近にあった炭火に着火し、当該従業員が顔面及び両手に火傷を負ったものの。	
5月16日	茨城	液化石油ガス		○	300kg		○						普通乗用車がアパートの壁面に衝突、壁面に設置されていたガス管が破損し漏えいしたものの。	
5月19日	神奈川	液化石油ガス		○	500kg		○						事業所内、第3スチームクラッカー装置におけるドレンニッケルライン配管が何らかの原因により破損し、ガスが漏えいしたものの。	
5月23日	京都	液化石油ガス		×	300kg	○							LPガスを使用している共同住宅の1室から出火し、同室の収容物の一部を焼損したものの。	
5月25日	山口	無水硫酸		○	5,000,000kg		○						硫酸タンクの側面から硫酸が漏えいしたものの。	
5月25日	山口	政令別表第1に定める毒物	塩素（液体塩素）	○	3,640kg		○				1		高圧ガス製造施設において、塩素ガス供給配管の解体作業中、窒素置換が不完全であったため、取り外したバルブ付近から塩素ガスが漏えいしたものの。塩素ガスを作業員1名が吸引した。	
5月29日	京都	液化石油ガス		○	3,600kg		○						ガス事業法により設置された簡易ガス供給設備の埋設導管からガスが漏えいしたものの。	
5月29日	大阪	政令別表第2に定める劇物	塩化亜鉛	○	1,000kg		○				1		移動タンク貯蔵所から屋外タンク貯蔵所に塩化亜鉛溶液の移し替え作業を行う際、手順ミスにより約1,000リットルが漏えいし運転手が受傷したものの。	
6月2日	東京都	生石灰		×	1000kg	○							屋外で貯蔵されていた生石灰が、雨水と発熱反応し、木材に着火し出火に至ったものの。	
6月4日	京都	液化石油ガス		○	2,000kg	○					1		居住者が供給会社へ連絡せず、屋外に立ち上がっている供給管を撤去するため、電動グラインダーで切断した際に、供給管内のガスに引火し、出火したものの。	

発生日	都道府県	物質名	物質名詳細	届出有無		事故の区分			死者数		負傷者		事故概要	自然災害による事故
				数量		火災	漏えい	その他	従事者	消防活動	従事者	消防活動		
6月9日	千葉	政令別表第2に定める劇物	アンモニア	○	700kg		○						納品後の液化アンモニアボンベのバルブ継ぎ目部分からアンモニアが漏えいしたものの。	
6月19日	神奈川	液化石油ガス		○	1,000kg		○						事業所内、高圧ガス製造施設流動接触分解装置において、ねじ込み配管のゆるみ及び配管の腐食によりガスが漏えいしたものの。	
6月30日	神奈川	液化石油ガス		○	1,000kg		○						事業所内、分解ガス固定装置において、配管の袋ナット破断によりガスが漏えいしたものの。	
7月3日	埼玉	政令別表第2に定める劇物	アンモニア	×	1,400kg		○						冷凍施設内の冷却媒体アンモニア（タンク容量1,400kg）が漏えいしたものの。	
7月4日	岐阜	液化石油ガス		○	950kg		○						LPGボンベ及び配管等に直射日光が当たったことにより、LPGボンベ及び配管等の内部圧力が上昇し、集合装置の安全装置（安全弁）が作動圧に達したため、ガスが放出したものの。	
7月13日	神奈川	液化石油ガス		×	980kg		○						フライヤーの修理のため、金属フレキシブルホースを外し、当該消費機器を移動させた際に末端ガス栓に当たりボールバルブが開き、ガスが漏えいし、一時的に火が出たものの。	
8月5日	山梨	液化石油ガス		○	900kg		○						宿泊施設に設置されたLPGボンベから、圧力調整器のパッキンの不具合により、ガスが漏えいしたものの。	
8月9日	広島	液化石油ガス		○	20,000kg		○						保安検査中に液送ポンプ吐出側フレキシブル管の下部からガスの漏えいを確認したものの。	
8月11日	愛知	液化石油ガス		○	500kg		○						共同住宅に設置された液化石油ガス貯蔵庫付近から、何らかの理由により、ガスが漏えいしたものの。	
8月17日	愛知	液化石油ガス		○	500kg		○						建築業者が土地を油圧ショベルで整地中に配管を誤って破損させたため、ガスが漏えいしたものの。	
8月22日	愛知	液化石油ガス		×	1,500kg			○			1		製陶所の乾燥室内において、乾燥設備の使用のため、乾燥設備に接続されたガスの元栓を開放した状態で数秒間放置したため、ライターの花が滞留したガスに引火し爆発が起きたもの。作業員1人が負傷した。	
8月25日	福島	政令別表第2に定める劇物	硫酸	○	6,000,000kg		○						移送用配管の腐食により、硫酸が漏えいしたものの。	
8月25日	神奈川	液化石油ガス		○	1,000kg		○						事業所内、何らかの原因で油水分離槽から先の配管にある安全弁が作動し、作動した振動によりSV-3307行き配管ベントノズル一部に割れが生じ、ガスが漏えいしたものの。	
8月28日	茨城	液化石油ガス		○	300kg	○					1		蒸し器ボイラーのバーナーに点火した際、滞留していたガスに引火したものの。従業員一名が負傷した。	
9月2日	大阪	政令別表第2に定める劇物	アンモニア	○	270,000kg	○							場内からの出火により、貯蔵しているポリタンクに延焼し、アンモニア水が漏えいしたものの。	

発生日	都道府県	物質名		届出有無		事故の区分			死者数		負傷者		事故概要	自然災害による事故
		物質名詳細	数量	火災	漏えい	その他	従事者	消防活動	従事者	消防活動				
9月6日	神奈川	液化石油ガス		×	800kg		○						共同住宅の敷地内において、水道工事業者が下水道工事を行っていたところ、供給埋設配管（PE管）を破損し、ガスが漏えいしたものの。	
9月13日	岡山	液化石油ガス		○	600kg	○					1		店舗の厨房で、アルバイト女性が点火棒（チャッカマン）でLPガス式ゆで麺器のバーナーに火をつけようとしたところ、当該ゆで麺器付近に既に充満していたLPガスに引火したものの。	
9月13日	宮城	液化石油ガス		○	980kg	○							業務用コンロを点火したところ隣に設置している鋳物コンロと燃焼器用ホースの接続部に引火したものの。	
9月24日	愛媛	液化石油ガス		○	300kg		○						共同住宅敷地内に保管しているLPGボンベ（50Kg）6本中1本からガスが漏えいしたものの。高圧導管の接続部が緩んでいたため漏えいしたと考えられる。	
9月25日	山形	圧縮アセチレンガス		○	900kg		○						敷地内のガス庫付近において、ガス容器配送業者による荷卸し中、50キロ容器が荷台から落下しバルブ部の保護キャップが変形、復旧作業中にバルブが開放状態となりガスが漏えいしたものの。	
9月27日	静岡	液化石油ガス		○	700kg		○						共同住宅のバルク貯槽用の倉庫に設置されたバルクから何らかの要因によりガスが漏えいしたものの。	
9月28日	広島	液化石油ガス		○	600kg		○						共同住宅に設置された50kg×12本の液化石油ガスボンベに接続されていた高圧ホースが一部破損し、ガスが漏えいしたものの。	
10月10日	福島	政令別表第2に定める劇物	硫酸	○	1,000,000kg		○						移送用配管の腐食により、硫酸が漏えいしたものの。	
10月11日	神奈川	液化石油ガス		○	500kg		○						事業所内、プロピレンベーパー回収配管において、棧橋梁接触部分が外面腐食し、ガスが漏えいしたものの。	
10月11日	大阪	液化石油ガス		○	980kg	○							工場内の設備で使用しているLPガスのホースが経年劣化もしくは、自動電気溶接機のスパッタがLPガスホースに損傷を与えたことによる穴あきが原因で、ガスが外部に漏洩し、自動電気溶接機の火花に引火したものの。	
10月23日	北海道	液化石油ガス		○	300kg		○						配管ピット内の排水管から污水が漏れ出し、ガス配管が長期にわたり污水に浸ったことで腐食が進行し、ガスが漏えいしたものの。	
10月26日	北海道	液化石油ガス		○	300kg		○						2階建て共同住宅、2階一室でガスコンロのホースを誤って切断し、微量のガスが漏えいしたものの。	
10月31日	京都	液化石油ガス		○	2,530kg		○						ガス事業法により設置された簡易ガス供給設備の埋設導管からガスが漏えいしたものの。	
11月3日	福岡	政令別表第2に定める劇物	硫酸	×	580kg			○			1		工場内の薬液槽（硫酸、クロム及び水の混合液）に作業員1名が落下し、下半身に化学熱傷を負ったものの。	

発生日	都道府県	物質名		届出有無		事故の区分			死者数		負傷者		事故概要	自然災害による事故
		物質名詳細	数量	火災	漏えい	その他	従事者	消防活動	従事者	消防活動				
11月5日	神奈川	液化石油ガス		○	500kg		○						事業所内、何らかの原因によりアルキレート製造装置熱交換器からガスが漏えいしたもの。	
11月11日	秋田	政令別表第1に定める毒物	フッ化水素	○	21,300kg		○				1		配管清掃作業中に、配管からフッ化水素入りの硫酸が漏えいしたもの。誤って足にかけた作業員1名が負傷した。	
		政令別表第2に定める劇物	発煙硫酸		41,500kg									
11月14日	愛媛	液化石油ガス		○	800kg		○						共同住宅の一室に設置している給湯器からガスが漏えいしたもの。給湯器の経年劣化によって漏えいしたと考えられる。	
11月22日	千葉	政令別表第2に定める劇物	硫酸	×	12,000kg		○				1		濃硫酸設備の無害化作業において濃硫酸配管のつまり箇所確認のため、配管の一部を開放し窒素で加圧送気したところ、つまりと共に硫酸が吹き出し、被液したもの。	
11月26日	東京都	政令別表第1に定める毒物	シアン化ナトリウム	○	30kg		○				1		1階で作業中にシアン化ソーダと過酸化水素系液体を混合したところ薬品の反応による突沸が起こり、薬品の飛沫が顔面にかかって受傷したもの。	
12月5日	神奈川	政令別表第1に定める毒物	アンモニア	○	8,994kg		○						事業所内、重合反応装置の冷媒に使用されていた液体アンモニアが送液配管から漏えいし、気化したもの。	
12月6日	京都	液化石油ガス		○	1,000kg			○					平屋建て工場内に設置されているブタンガスを燃料とした炉が破裂したもの。	

## 別表第4

圧縮アセチレンガス等の消防活動阻害物質に係る届出数（都道府県別）

（基準日：令和5年3月31日）

	圧縮 アセチレンガス	無水硫酸	液化石油 ガス	生石灰	政令別表第1に 定める毒物	政令別表第2に 定める劇物
北海道	2,139	90	17,256	338	78	340
青森県	366	38	6,164	147	77	160
岩手県	533	240	10,938	89	58	100
宮城県	389	18	12,250	62	47	163
秋田県	346	6	4,995	71	42	67
山形県	764	14	4,725	19	74	56
福島県	2,623	105	12,212	56	68	347
茨城県	723	319	21,038	442	178	1,501
栃木県	415	28	12,651	75	72	174
群馬県	1,485	35	17,573	42	88	336
埼玉県	952	40	27,500	314	130	430
千葉県	1,059	136	11,848	194	111	342
東京都	1,020	2	10,689	235	465	731
神奈川県	1,911	67	20,742	185	207	431
新潟県	1,113	50	6,259	45	70	251
富山県	726	11	4,504	18	68	248
石川県	125	10	10,925	12	53	111
福井県	870	32	4,594	16	61	201
山梨県	263	12	8,207	28	23	31
長野県	2,097	31	13,013	113	84	138
岐阜県	1,152	27	19,648	32	59	203
静岡県	3,389	109	25,644	35	141	406
愛知県	1,108	95	43,741	93	358	939
三重県	934	29	15,522	19	113	293
滋賀県	560	16	5,311	6	78	153
京都府	563	17	4,497	14	45	135
大阪府	1,408	72	10,995	47	317	846
兵庫県	1,499	39	13,712	57	205	600
奈良県	153	6	4,035	9	13	54
和歌山県	581	28	5,410	14	19	154
鳥取県	435	3	3,363	11	9	38
島根県	417	14	3,103	40	5	28
岡山県	984	64	10,855	73	66	185
広島県	1,106	68	18,735	99	53	293
山口県	580	66	7,502	109	115	262
徳島県	267	35	5,354	10	37	170
香川県	112	14	9,036	16	81	205
愛媛県	335	18	13,369	14	36	232
高知県	272	6	4,598	67	70	93
福岡県	1,689	26	22,978	88	103	851
佐賀県	776	9	4,018	82	72	89
長崎県	297	6	6,239	219	65	138
熊本県	514	13	5,476	90	38	80
大分県	90	10	7,331	63	33	86
宮崎県	205	11	2,885	37	15	74
鹿児島県	407	26	11,891	111	49	101
沖縄県	1,356	3	5,524	4	3	10
全国	41,108	2,114	528,855	3,960	4,252	12,876